小牧市街路樹再生指針

令和４年12月

令和7年2月一部改訂

小 牧 市

目 次

第1章. 指針の概要 1

1.1. 指針の目的 1
1.2. 対象路線 2
1.3. 街路樹の機能と効果 3
1.4. SDGs との関連性 4

第2章. 現状と課題 5

2.1. 街路樹の現状 5
（1）主な樹種 5
（2）維持管理 7
（3）周辺環境への影響と対応 11
2.2. 関係法令、上位・関連計画等 13
（1）関係法令等 13
（2）上位・関連計画 16
2.3. 街路樹に関する市民の意識 17
（1）守りたい緑・増やしたい緑 17
（2）街路樹に対する自由意見 17
2.4. 課題 18
（1）老朽木、支障木の速やかな更新 18
（2）樹種の検討 18
（3）適切な維持管理 18

第3章. 街路樹再生のための理念と方針 19

3.1. 基本理念・再生方針 19
3.2. 再生方針の具体的な内容 20
（1）老朽木、支障木の速やかな更新 20
（2）街並みに彩りを添える樹種の検討 21
（3）適切な維持管理の実施 28

第4章. 街路樹再生の推進に向けて 31

第1章. 指針の概要

1.1. 指針の目的

全国的に高度成長期の昭和 40 年代以降、都市化の進展やモータリーゼーションの進行などによる、都市の幹線道路沿いの環境悪化への対処として、良好な居住環境を形成するために街路樹の整備が本格的に進められてきました。

本市においても、道路整備の進捗に合わせ、街路樹の整備が進められ、都市の緑化に大きく貢献してきました。

しかし、近年、街路樹の一部は老朽化や大径木化、根上りによる舗装の持ち上がり、落ち枝・倒木の発生など様々な問題が表面化しています。

本指針は、市道犬山公園小牧線や市道北外山文津線などの本市が管理する街路樹の再生を行う際の基本的な考え方や方針を示すことを目的とします。

1.2. 対象路線

対象とする路線は、街路樹台帳（平成 31 年 4 月現在）に記載のある 112 路線を対象とします。

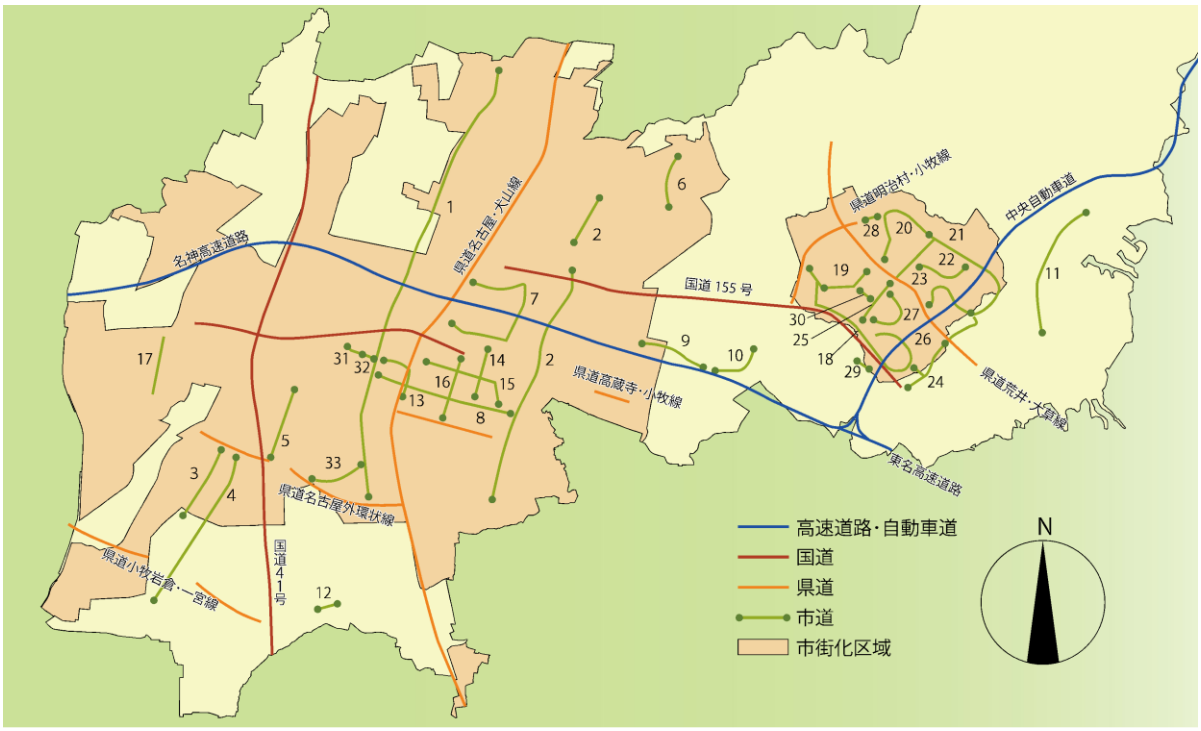

■対象路線位置図

■主要市道街路樹一覧

No	名称	No	名称	No	名称
1	犬山公園小牧線	12	多気東町１４号線	23	光ヶ丘五丁目１号線
2	北外山文津線	13	小牧駅西線	24	西洞線
3	小木１号線	14	二重堀北外山入鹿新田線	25	桃花台鳥居松線
4	小木２号線	15	小牧駅北線	26	城山四丁目１号線
5	川西一丁目２号線	16	小牧駅東線	27	城山一丁目１号線
6	春日井犬山線	17	一宮舟津線	28	篠岡二丁目２号線
7	小牧駅北環状線	18	古雅三丁目１号線	29	城山五丁目２８号線
8	小牧駅前線	19	古雅二丁目１号線	30	桃ヶ丘一丁目８号線
9	郷西町５号線	20	篠岡二丁目１号線	31	小牧市之久田線
10	東山狩山戸線	21	篠岡一丁目１号線	32	宮前４号線
11	野口大山大草線	22	桃花台住区５号線	33	桜井郷中線

※この他に 80 の街路樹路線があります。

1.3. 街路樹の機能と効果

街路樹には以下の 6 つの機能があり、これらの機能が発揮されることにより様々な効果を生み出します。

機能	効果
緑陰形成機能	・樹木の枝葉が上空を覆うキャノピー（天蓋）効果によって、真夏の日射を遮る減暑効果が期待でき、人々の活動や休息時の快適な空間を提供するとともに、路面温度の上昇抑止や葉の蒸散作用などにより、道路や周辺のヒートアイランド現象を抑える効果があります。
景観向上機能	・固有の自然樹形や樹姿による装飾効果や、景観上好ましくない場所や建物などを隠す遮蔽効果などの諸機能が複合的に作用することにより、美しい景観形成を創出する効果があります。
交通安全機能	・対向車の前照灯からの光線を遮る遮光効果や、車道の線形に沿った同一規格樹木による視線誘導機能（自動車の運転者にその道路の地形や線形などの情報をわかりやすく示す）のほか、歩車分離や衝撃緩和機能などの効果があります。
生活環境保全機能	・吸音、遮音などによる交通騒音低減効果や、ガス状汚染物質の吸収とダスト状汚染物質の吸着により、大気の浄化、自動車交通による大気汚染の影響を緩和する効果があります。
自然環境保全機能	・動物の移動経路として、沿道の公園緑地や既存樹林とのネットワークを形成することにより、地域の生態系保全に資する効果があります。
防災対策機能	・並木や自然式植栽をすることにより、風向きを変え、風速を減衰させる防風効果が得られるとともに、防火樹・耐火樹を植栽することにより、放射熱の遮断や延焼などを防ぐ効果があります。

参考：「道路植栽の設計・施工・維持管理」

1.4. SDGs との関連性

本市は、令和３年度に尾張地域で初となる「SDGs 未来都市」に選定され、ＳＤＧs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、様々な施策や取組を推進しています。

また、本指針の上位計画となる「小牧市緑の基本計画」（令和３年３月）は、SDGs に掲げられた 17 の目標のうち、以下に示す８つの目標が関連すると考えられており、これらの目標に向けて、基本計画を推進していくとしています。

その中で街路樹は、前項の街路樹の機能と効果を踏まえると、これらの目標のうち、「目標 11：住み続けられるまちづくりを」、「目標 13：気候変動に具体的な対策を」、「目標 15：陸の豊かさも守ろう」の３つの目標達成に寄与するものであると考えられます。

SDGsにおける 17 の目標(ゴール)

緑の基本計画に関連する主な目標

目標３　：すべての人に健康と福祉を
目標６　：安全な水とトイレを世界中に
目標９　：産業と技術革新の基盤をつくろう
目標 11：住み続けられるまちづくりを
目標 12：つくる責任つかう責任
目標 13：気候変動に具体的な対策を
目標 15：陸の豊かさも守ろう
目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう

※**太字**は街路樹がその目標達成のために寄与すると考えられる目標

第2章. 現状と課題

2.1. 街路樹の現状

(1) 主な樹種

本市が管理する市道のうち、高木（一部中木を含む）の街路樹がある道路は、96 路線（街路樹台帳：平成 31 年 4 月現在）で 61 種の樹木が植樹されています。

植樹されている本数が最も多いのは「トウカエデ」で市内 8 路線において 900 本以上植樹されています。

■市内街路樹で植樹されている本数が多い樹種（上位 5 種）

種名	植樹本数（本）	路線数（路線）	対象路線名
トウカエデ	969	8	犬山公園小牧線、北外山文津線、古雅二丁目 1 号線、桃ヶ丘一丁目 8 号線、年上坂 12 号線、二重堀北外山入鹿線、町口 3 号線、北外山小木線
ハナノキ	788	7	篠岡一丁目 1 号線、歩専 3 号線、光ヶ丘五丁目 1 号線、城山四丁目 1 号線、篠岡二丁目 1 号線、小牧駅東線、東山 1 号線
ナンキンハゼ	685	8	篠岡一丁目 1 号線、小牧駅北環状線、歩専 3 号線、小牧駅前線、桃花台住区 5 号線、小木 1 号線、桃花台鳥居松線、南原 8 号線
モミジバフウ	644	6	小牧駅西線、野口大山大草線、小牧駅北線、小牧東部中央線、野口神屋線、一宮舟津線
イチョウ	575	5	小牧駅西線、郷西町 5 号線、東山狩山戸線、岳造 1 号線、野口炭坑道線

トウカエデ

ハナノキ

ナンキンハゼ

モミジバフウ

イチョウ

また、最も多くの路線で植樹されている樹木は「ハナミズキ」で 15 路線に植樹されています。

■市内街路樹で植樹されている路線数が多い樹種（上位 5 種）

種名	路線数（路線）	植樹本数（本）	対象路線名
ハナミズキ	15	392	古雅四丁目 28 号線、小牧駅前線、光ヶ丘四丁目 17 号線、一宮舟津線、城山一丁目６号線、三ッ渕 90 番線、光ヶ丘四丁目 10 号線、小牧駅北環状線、小木２号線、小牧原新田北外山線、春日井小牧線、トラックターミナル４号線、宮前４号線、久保一色南二丁目１号線、中央二丁目７号線
サザンカ	11	72	古雅四丁目 28 号線、古雅四丁目 24 号線、古雅四丁目 27 号線、光ヶ丘四丁目 16 号線、光ヶ丘四丁目 15 号線、城山三丁目 11 号線、古雅四丁目 30 号線、光ヶ丘四丁目 14 号線、古雅四丁目 25 号線、古雅四丁目 31 号線、古雅一丁目３号線
シラカシ	11	23	古雅四丁目 28 号線、小牧三丁目１号線、光ヶ丘四丁目 16 号線、光ヶ丘四丁目 18 号線、光ヶ丘四丁目 19 号線、城山四丁目 25 号線、城山四丁目 26 号線、城山五丁目 29 号線、城山五丁目 40 号線、城山四丁目７号線、城山四丁目８号線
キンモクセイ	10	230	古雅四丁目 28 号線、小牧駅前線、古雅四丁目 24 号線、篠岡二丁目１号線、古雅四丁目 27 号線、篠岡二丁目２号線、小牧五丁目 14 号線、古雅四丁目 30 号線、古雅四丁目 25 号線、古雅四丁目 31 号線
サルスベリ	10	38	古雅四丁目 28 号線、小牧駅前線、古雅四丁目 24 号線、光ヶ丘四丁目 21 号線、小牧原新田北外山線、小牧五丁目 14 号線、野口違井那３号線、西朝日１号線、中央二丁目５号線、中央四丁目 11 号線

ハナミズキ

サザンカ

シラカシ

キンモクセイ

サルスベリ

（2）維持管理

① 定期的な維持管理

本市の街路樹の定期的な維持管理は以下の項目で行っています。

■街路樹の維持管理項目

項目	頻度	内容(工事特記仕様)
高木剪定	年１回	・落葉樹の施工時期は落葉直前（9～11 月頃）を基本とする。 ・剪定枝等は、一般廃棄物として適正に処分する。
高木薬剤散布	年３回	・実施時期を逸しないよう常に巡回に努め、害虫防除（駆除）の最も効果が得られる時期に行い、散布後の害虫処理を確実に行う。
支柱結束	年１回	・支柱結束をし直す場合には、施工前と同一場所ではなく、樹木の生育に合わせて結束位置を変更する。
低木刈込	年１回 年３回	・ヒラドツツジの刈込は６月中旬（年１回）までとし、アベリアについては、適切な時期（年３回）に行う。
低木薬剤散布	年１回	・実施時期を逸しないよう常に巡回に努め、害虫防除（駆除）の最も効果が得られる時期に行う。
植込み除草	年５回	・実施時期を逸しないよう常に巡回に努め、最も効果が得られる時期に実施する。 ・除草については根から抜き取り、除草作業に併せて、高木のヤゴ・幹コブ枝を除去する。 ・除草範囲は地先ブロック外周までとし、空き缶等、目立つごみは極力回収する。
低木施肥	年１回	・実施時期は冬期お礼肥とし、使用肥料は化成肥料（Ｎ：Ｐ：Ｋ＝10：10：10）を使用する。
除草剤散布	年１回	・植込み除草終了後に散布し、低木に散布しないよう注意し、実施する。
灌水	適宜	・実施時期は７月下旬から９月上旬とする。

■街路樹の維持管理スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高木剪定（年１回）						■	■	■				
高木薬剤散布（年３回）			■	■		■						
支柱結束（年１回）			■									
低木刈込（年１回）			■									
低木薬剤散布（年１回）			■									
植込み除草（年５回）		■	■	■	■	■					■	
低木施肥（年１回）											■	
除草剤散布（年１回）											■	
灌水（適宜）				■	■	■						

② 樹木の更新

老朽木、枯死木については、適宜、伐採、補植により適宜更新を行っています。

高木（プラタナス）伐採、伐根

高木（トウカエデ）補植

低木（ヒラドツツジ）補植

③ 維持管理に係る費用

本市の街路樹の定期的な維持管理、更新に係る費用は概ね以下のとおりとなっています。

■街路樹維持管理費（実績：平成 29 年度～令和 5 年度）

年度	維持管理費
平成 29 年度	162,606 千円
平成 30 年度	174,632 千円
令和元年度	188,853 千円
令和 2 年度	202,616 千円
令和 3 年度	202,594 千円
令和４年度	196,404 千円
令和５年度	205,011 千円

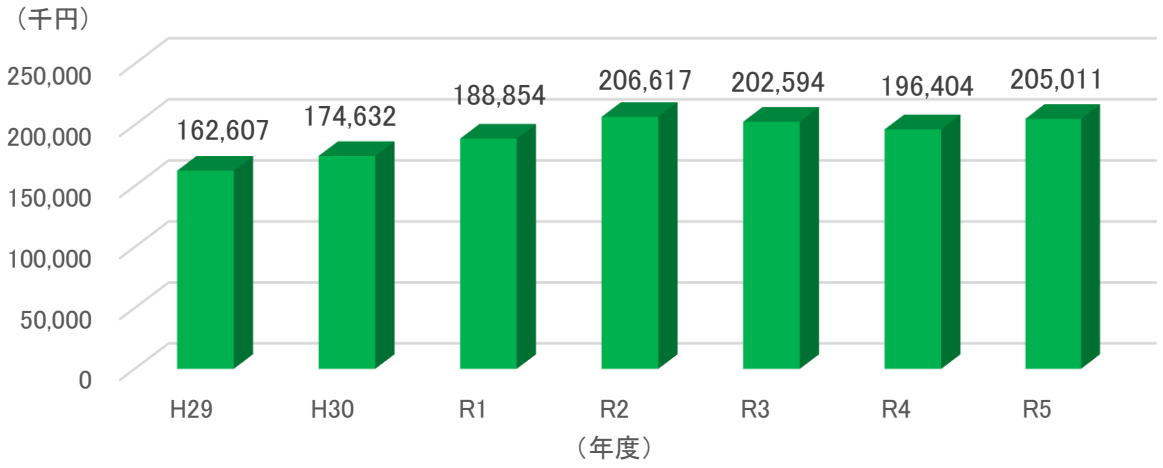

（3）周辺環境への影響と対応

街路樹の老朽化や大径木化による周辺環境への影響として、一般的には以下のようなものがあげられ、本市においても同様の影響が想定されます。

■一般的な街路樹による周辺環境への影響

周辺環境への影響	影響の内容
①大量の落ち葉等によるまちなみ景観の悪化	・大量の落ち葉が清掃されないまま、道路や歩道に堆積したり、樹木の強剪定などにより、樹木本来の樹形（コブ、枝バランスの悪化）を失い、道路景観が損なわれることがある。
②倒木などによる事故リスクの増大	・樹木の老朽化や、菌、病虫害の侵入による腐朽や枯れの進行により、倒木の恐れが生ずる恐れがある。
③歩行者などの通行の妨げ	・根上りによる舗装や縁石などの損傷や、幹の肥大化、枝の伸長による歩道の狭小化などで歩行者などの安全な通行を妨げる恐れがある。
④交通の見通しの悪化	・樹木の過密化により、交通安全施設（道路標識、信号など）の視認性が低下するおそれがある。

上記の影響について、本市では以下のように対応しています。

①「大量の落ち葉等によるまちなみ景観の悪化」への対応

プラタナスなどの大きい葉が特徴的な落葉樹は、通常、秋に紅葉し、まちなみ景観を彩る街路樹となりますが、一方で落葉後に大量の落ち葉が車道や歩道上に散乱、堆積し、まちなみ景観を悪化させる要因ともなっています。

大量の落ち葉を清掃・除去するためには、多大な費用と日数がかかるため、桃花台を除く路線では、葉が紅葉、落葉する時期より前の９月ごろに剪定を行なっています。

剪定前（9 月上旬）

剪定後（9 月下旬）

②「倒木などによる事故リスクの増大」への対応

本市では、台風の影響により街路樹の根元が腐食していた高木が倒木し、走行中の自動車に接触するといった倒木による事故が発生しています。

本市ではこの事故を機に事故のあった対象路線（市道犬山公園小牧線）の生育不良木の調査を行いました。調査の結果、73 本が幹部等へテッポウムシの被害を受けていることが判明し、73 本以外にも相当数の樹木が被害を受けている可能性があるとされました。そのため、市では当該路線において、台風シーズンなどに倒木するおそれのあるプラタナスについて、順次伐採を行い、同じ落葉広葉樹のトウカエデによる補植を行っています。

倒木の状況（プラタナス）

③「歩行者などの通行の妨げ」への対応

歩行者などへの通行の妨げとなる、根上りの影響により若干の舗装の亀裂や舗装、縁石の損傷などについては、樹木の伐根や舗装の修繕などの対応を適宜行っています。

根上がりの影響による路面の亀裂

④「交通の見通しの悪化」への対応

道路標識や信号などの交通安全施設の視認性を妨げる枝葉などについて、適宜剪定を行い、交通の見通しを確保しています。

2.2. 関係法令、上位・関連計画等

(1) 関係法令等

街路樹は、道路法第 2 条第 2 項の２において、「道路の附属物」として位置づけられています。また、平成 27 年３月に改正された「道路緑化技術基準」では、新たに「樹木の更新」についての基準が追加されています。

関係法令等	街路樹に関する事項
道路法 （昭和 27 年法律第 180 号）	（用語の定義） 第二条 ２　この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。 二　道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの
道路構造令 （昭和 45 年政令第 320 号）	（植樹帯） 第十一条の四　第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない ２　植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。
道路緑化技術基準 （平成 27 年３月改正）	第３章　管理 ３－３　樹木の更新 １）樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。 ２）大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。 ３）更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

＜植樹帯の幅＞

「道路構造令の解説と運用」によると、「植樹帯の幅員は 1.5mを標準とすると規定されていますが、この規定はおおむね 1m以上 2m以下を意味する」とあり、最低限 1.0m（縁石を含む、有効幅は縁石を除く約 0.7m）を確保する必要があります。

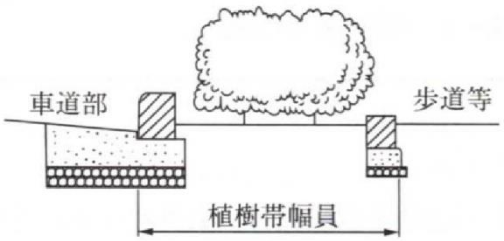

標準 1.5m
（1m以上 2m以下）

出典：「道路構造令の解説と運用」に加筆

■植樹帯断面の例

＜植樹の間隔＞

「道路構造令の解説と運用」によると、植樹の間隔は「通常の人工仕立てでは、日照、通風、見通しなどを配慮し、樹冠幅（通常 4～6m）に約 2mを加えた距離、すなわち 6～8mとするのが一般的である。自然仕立てにおいて更に大きい樹冠幅となるときは、10～12mの植栽間隔とする場合もある」とされています。

また、愛知県の「道路構造の手引き」によると、植樹桝を設置する場合の設置間隔として、「緑化目標として定めた樹冠幅に応じて 6～10m間隔以上とし、隣接する樹木の樹冠が触れ合わない程度を目安に決定する」とされています。

■標準的な植栽間隔

条件など	植栽間隔
人工仕立て	6～8m
自然仕立て	10～12m
植樹桝	6～10m

参考：「道路構造令の解説と運用」日本道路協会
：「道路構造の手引き」愛知県

＜歩道幅員＞

「道路構造令の解説と運用」によると、歩道の幅員は車いす同士のすれ違いが可能な幅である W=2.0mを標準とされています。

また、愛知県の「道路構造の手引き」（2023 年 3 月 31 日改訂）において、視認性などの安全を確保するために、植樹帯、植樹桝を設置する際には、道路の地形的特性、線形、縦断勾配、道路標識、照明灯、電柱などの道路付属物を考慮して配置するよう定められている。

■植樹帯及び植樹桝を原則設置しない箇所

主な箇所	植樹帯	植樹桝
道路の交差点または隅切り	端部から手前 6.0m、後方 4.0m以内の部分	端部から手前 6.0m、後方 4.0m以内の部分
横断歩道、自転車横断帯	手前 24.0m、後方 4.0m以内の部分	手前 24.0m、後方 4.0m以内の部分
自動車乗入口	手前 6.0m、後方 4.0m以内の部分	手前 6.0m、後方 4.0m以内の部分
横断歩道橋および地下横断歩道	出入口から 3.0m以内の部分	出入口から 3.0m以内の部分
バス停留所標識柱	車両の進行方向に向かって手前 10.0m、後方 1.0mおよびバスの乗降に支障となる部分	バスの乗降に支障となる部分
電話ボックス、公衆便所の出入口、郵便ポスト	周囲 1.0m以内の部分	周囲 1.0m以内の部分
信号柱、街路灯	手前 4.0m以内には高木を植えないこと	4.0m以内の部分
消防施設	標準としてその周囲 1.0m以内の部分	標準としてその周囲 1.0m以内の部分

出典：「道路構造の手引き」（2023.3.31 改訂、愛知県建設部）

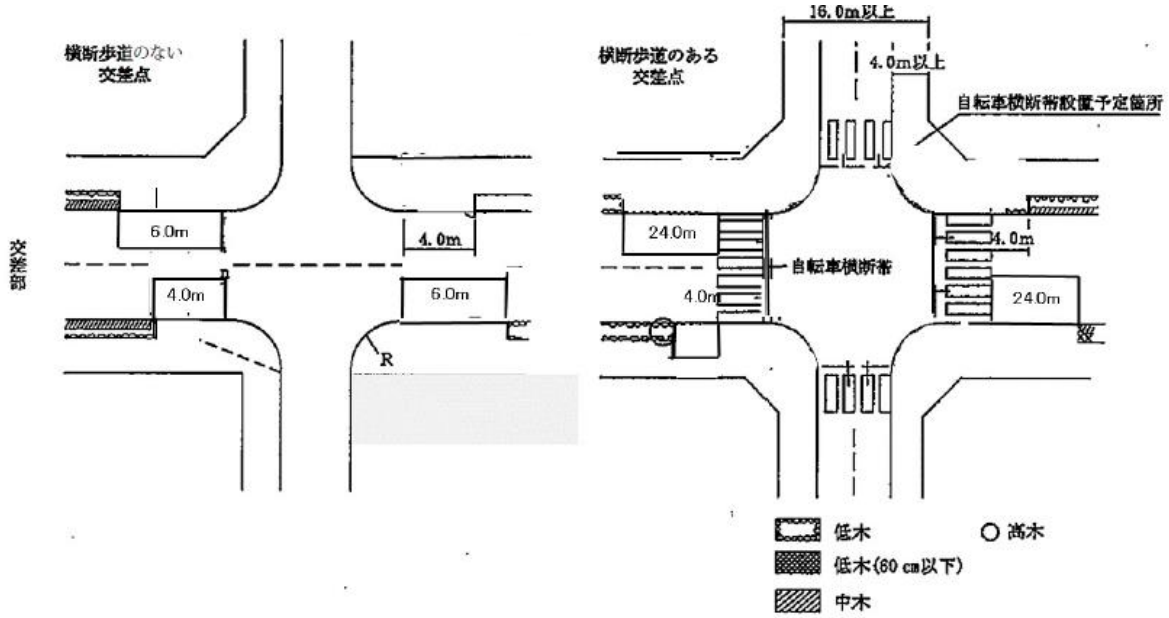

出典：「道路構造の手引き」（2023.3.31 改訂、愛知県建設部）

■植樹帯設置標準図（例：交差点）

（2）上位･関連計画

街路樹に関する本市の上位・関連計画としては、「小牧市緑の基本計画」、「小牧市都市計画マスタープラン」、「小牧市都市景観計画」があります。

「小牧市緑の基本計画」において、街路樹は公園樹とともに、落ち葉の清掃などの管理面や、まちを彩るひとつの要素としての景観面を考慮しながら、景観の魅力向上と維持管理面とのバランスを考慮した樹種の更新検討が位置づけられています。

上位･関連計画	街路樹に関する事項
小牧市緑の基本計画 （令和３年３月）	第３章．計画推進のための施策 １．「緑を維持し、魅力を高める」ための施策 1.4．公園樹・街路樹などの質的向上の検討 1-4-1 公園樹・街路樹の計画的な更新 樹木の現況確認などをもとに、常緑樹、落葉樹の特性を考慮しながら、まちなみ景観の魅力向上（四季を彩る樹木）と維持管理面（落ち葉清掃など）とのバランスを考慮した樹種の更新を検討します。 第４章．緑化重点地区における緑化の推進 1.3.緑化計画 ⑵ 公共空間を活用した緑づくり 「やすらぎみち」や市道犬山公園小牧線などの既存の街路樹については、定期的な剪定や、老朽木・支障木の更新など、適切な維持管理を図ります。
小牧市都市計画マスタープラン （令和２年２月）	（緑化に関する基本方針） ●市街地における緑化 地域の玄関口となる駅周辺や主要な道路の沿道のように、多くの人々の目に触れる地区においては、魅力的な都市の景観を形成するため、街路樹の適切な維持管理や新たな植栽等の緑化に努める。
小牧市都市景観計画 （平成 27 年３月）	4-2-5 都市の軸の景観 ⑴道路軸の景観 ●その他幹線道路沿道における良好なまちなみの形成 幹線道路沿道における道路緑化（植樹・植栽）の適正管理や沿道宅地の緑化推進等

2.3. 街路樹に関する市民の意識

令和元（2019）年 11 月に、「小牧市緑の基本計画」の改定に伴う、緑に関する市民アンケートが実施されました。そのアンケートにおいて、街路樹に関する市民の意識は以下のとおりとなっています。

(1) 守りたい緑・増やしたい緑

小牧市内における「守りたい・増やしたい緑」の中で、「道路の緑（街路樹・植樹帯など）」と答えた市民は全体の約３割で、「公園などの緑」、「市の東部に広がる丘陵地などのまとまった緑」、「史跡や天然記念物などの希少性の高い緑」に次いで、４番目に高い割合となり、市民になじみのある緑であることがうかがえます。

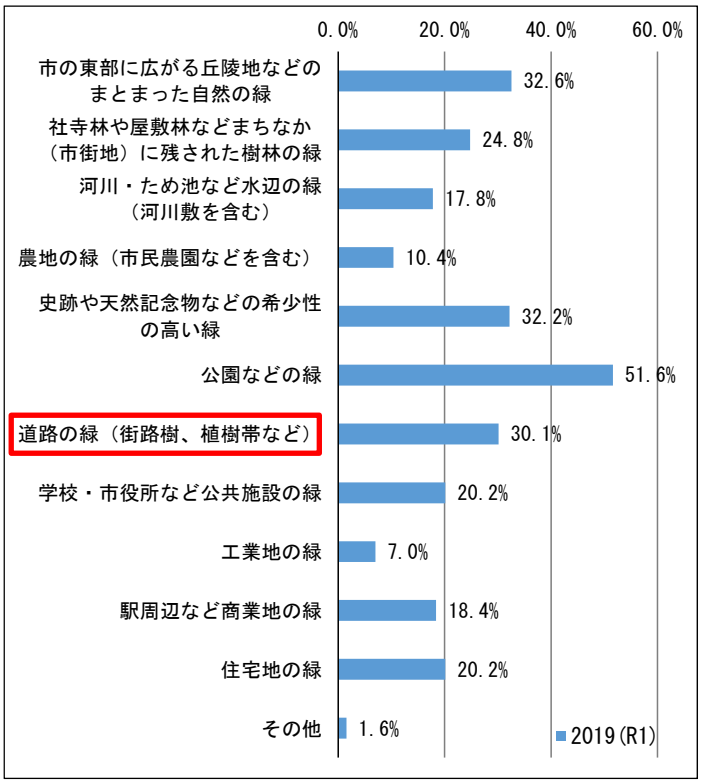

(2) 街路樹に対する自由意見

アンケートの自由意見の中で、街路樹に関するものとしては、「街路樹をもっと増やしてほしい」という意見のほかに、「落ち葉が散乱している」「木の剪定や除草をしっかりしてほしい」という管理に関する要望が多くみられました。

2.4. 課題

本市における街路樹の現状等を踏まえると、街路樹再生に係る課題は以下のとおりとなります。

（1）老朽木、支障木の速やかな更新

本市の街路樹の中には、植樹後 40 年以上が経過した樹木もあり、倒木による事故の発生や信号、交通標識などの視認性の低下など、老朽化、大径木化による影響が発生しています。

そのため、通過車両や歩行者の安全を確保するためにも、歩道幅員の確保や植樹間隔など各種植樹基準を考慮した上で、老朽木、支障木の速やかな更新が必要です。

（2）樹種の検討

本市の街路樹で植樹本数の多い樹種のほとんどが落葉樹となっており、落葉樹には秋の紅葉など街並みを彩る効果がある反面、落ち葉による清掃や維持管理の増大など負担も大きく、維持管理面と景観面の両立が難しくなっています。

そのため、今後、老朽木、支障木を更新する際には、維持管理面にも配慮しながら、それぞれの路線ごとの特徴に合わせた樹種への変更が必要です。

（3）適切な維持管理

街路樹が周辺に与える影響として、街並み景観への影響のほかに、根上りなどによる歩行者の通行の妨げや、枝葉の伸長による交通の見通しの阻害などの影響も考えられます。

そのため、これらの影響を未然に防ぐために、適切な維持管理を継続して行うことが必要であり、年々増加する維持管理費の抑制なども含め、持続可能で適切な維持管理を行うことが必要です。

第3章. 街路樹再生のための理念と方針

3.1. 基本理念･再生方針

本市の街路樹は、まちの発展とともに良好な街並み景観を形成しながら生長してきました。しかし、近年では、樹木の老朽化や大径木化、病虫害の侵入などにより、倒木被害も発生し、今のままでは、事故リスクが増大し、重大な事故につながる恐れも出てきています。

このような状況を踏まえ、本市における街路樹再生の基本理念は以下のとおりとする。

【基本理念】

今の街並みから、将来の街並みへ
これからも彩り続ける

また、基本理念に基づき、街路樹再生に係る課題への対応として、以下の再生方針を定めます。

【再生方針】

●定期的な樹木診断を実施するとともに、歩道幅員の確保や植樹間隔などの植樹基準を考慮しながら、老朽木、支障木となる樹木の速やかな更新を順次行います。

●老朽木、支障木の更新にあたっては、維持管理面と景観面のバランスを考慮しながら、街並みに調和する樹種を採用します。

●剪定や補植など、適切な維持管理を定期的に継続して行います。

3.2. 再生方針の具体的な内容

(1) 老朽木、支障木の速やかな更新

① 定期的な樹木診断の実施

活力の衰えた樹木や、倒木・枝折れなどの危険性がある樹木を早期に発見して適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図るとともに、倒木などによる事故を未然に防ぐために、定期的な樹木診断を実施します。

② 歩行者の通行に配慮した歩道空間の確保

「道路構造令」では植樹帯の標準的な幅を 1.5mと規定していますが、一方で、歩道の幅員については、車いす同士のすれ違いが可能な幅である W=2.0mを標準としています。このため、歩道幅員が狭い路線では街路樹が支障となって歩道幅員が確保できていない路線もあります。

そのため、幅員確保の支障となっている樹木の間伐や、連続する植樹桝を単独桝に変更するなどの構造変更を行うなど、歩行者の通行に配慮した歩道空間の確保を行います。

なお、植栽帯を植樹桝に変更した際に、交通安全上、必要であると判断される場合には、横断防止柵やガードパイプなどの安全施設を適宜設置するものとします。

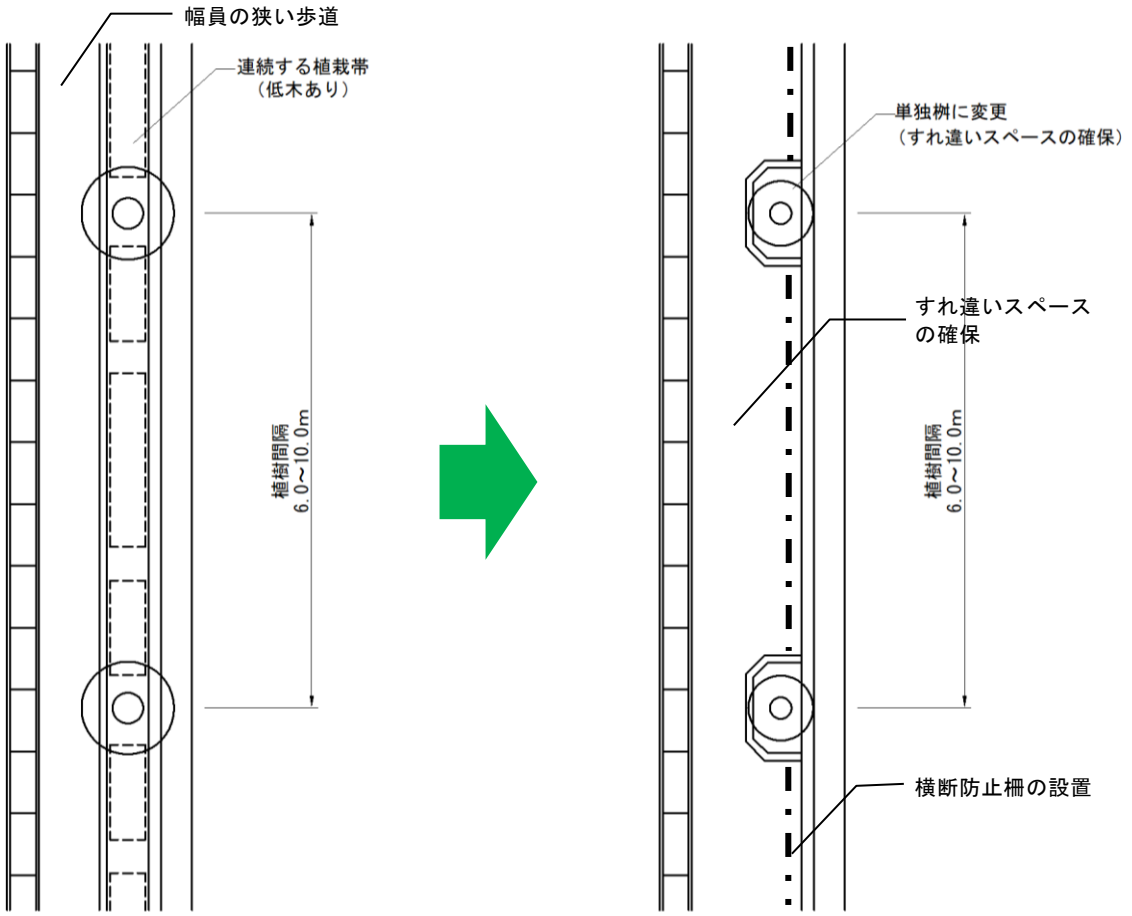

■歩道幅員の狭い路線における構造変更の例

③ 視認性など安全の確保

街路樹が信号や道路標識に近接していると、樹木の成長などにより枝葉で見えにくくなり、交通安全の妨げになることがあります。

そのため、交差点付近や乗入付近などでは樹木の植樹間隔や樹木の大きさ、樹形などを考慮しながら、視認性などの安全を阻害している支障木については、「道路構造の手引き（愛知県）」の基準を踏まえ、適宜伐採を行います。

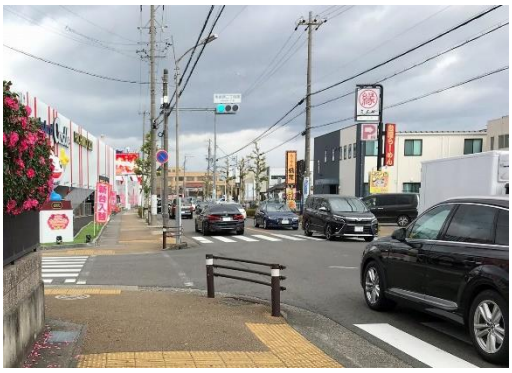

交差点付近（信号、道路標識の視認性の確保）

乗入付近の視認性の確保

（2）街並みに彩りを添える樹種の検討

① 土地利用など地域性を考慮した樹種の選定

樹種の更新に際しては、対象路線の背後土地利用（住居系、商業系など）に合わせ、近年における全国的な動向なども考慮しながら、対象路線ごとの地域性を加味した樹種の選定を行います。また、必要に応じて、地域住民等の意見を参考にします。

ハナミズキ

イロハモミジ

シマトネリコ

■近年、全国的によく利用される樹種

【参考】樹種選定の留意点

樹種の選定にあたっては、以下の点に留意するものとします。

① 道路空間の形状に適合すること

道路の植栽地は、道路規格や歩道幅員により空間面の制約があります。これに対し、樹木は年々生長し、樹種に応じた樹形を形成します。そのため、自然樹形を基本とする場合、道路空間の規模に対応した形状を維持できる樹種を選ぶ必要があります。

② 気候・気象条件に合致していること

樹木が健全に育成するには、気温や積雪などの気候・気象条件に適応できることが重要です。また、同じ地域でも、高架下のように日照や降雨量が少ない場所もあるため、こうした条件に適応力のあることが求められます。

③ 生育環境への適応力があること

道路の植栽環境は、土壌や水分などの生育条件に制約があることに加え、建築限界や地下埋設物、自動車の排気ガスなどが樹木の生育に影響を与えます。こうした条件に適応して生育し、樹類に応じた樹形や開花などの特徴を活用できる樹種であることが求められます。

④ 地域特性に配慮すること

地域の持つ歴史や文化、景観、伝統、産業などの特性に樹木が関係している場合は、積極的に取り入れることが望ましいです。

⑤ 沿道条件に配慮すること

沿道の状況は、商工業地や住宅地、田園、山地などさまざまであり、これらの沿道条件との調和に配慮することが重要です。

⑥ 樹形が美しく、適切な緑陰を形成すること

道路の樹木は、少ない維持管理で美しい自然樹形や剪定・刈込み樹形を保つ樹種が望ましく、特に、歩道植樹帯の高木の場合、春の新緑、夏の濃緑、秋の紅（黄）葉など季節的な変化が楽しめる樹種が望ましい。また、緑陰機能が求められる道路では、豊かな樹冠を形成して日差しを遮る樹種が適しています。

⑦ 病害虫が少なく、歩行者などに害を与えないこと

道路の樹木は、病害虫が発生すると景観や機能が損なわれる上、皮膚障害や不快感を与えることもあります。病害虫の防除では、農薬の使用をできるだけ控えることが求められており、病害虫の少ない樹種を選定することが重要です。

⑧ 生物多様性の保全に配慮すること

生物多様性の保全は、国土をあげて取り組む課題であり、道路植栽においても配慮する必要があります。道路植栽に用いる植物は、生物多様性の保全に関わりがあり、国等の動向を踏まえた適切な対応に十分配慮することが重要です。

なお、対象路線の区間ごとの特長による候補樹種としては以下のものが挙げられます。

■歩道確保を優先する区間

歩道幅員が標準幅 W=2.0mを確保できない区間については、歩道確保を優先する区間とし、すれ違いスペースを確保するため、植栽帯（連続）を植栽桝に変更するなどの対応を図るとともに、大径木化しない樹種を中心に樹種選定を行うことや管理樹形の設定と合わせた樹種選定を行います。

＜候補樹種の例＞

落葉樹	イロハモミジ、ハナミズキ、ヤマボウシ
常緑樹	キンモクセイ、サザンカ、ヤマボウシ

■大径木が可能な区間

歩道幅員に余裕があるとともに、沿道に家屋や商業施設等の張り付きが少ない区間については、植栽帯幅の拡幅などともに、大径木化する樹種も含めた樹種選定を行います。

＜候補樹種の例＞

落葉樹	トウカエデ、イロハモミジ、ハナミズキ、ハナノキ、ヤマボウシ、ナンキンハゼ、イチョウ
常緑樹	シラカシ、キンモクセイ、サザンカ、ヤマボウシ

■多様な樹種を検討する区間

商業施設や公共施設などが沿道に立地しにぎやかな区間については、歩道幅員と植栽帯幅のバランスを考慮しつつ、彩りのある花木などにぎやかな街並みを演出する樹種選定を行います。また、ひとつの樹種で統一するのか、様々な樹種を選定するのかも含め検討します。

＜候補樹種の例＞

落葉樹	イロハモミジ、ハナミズキ、ハナノキ、ヤマボウシ、ナンキンハゼ、イチョウ、シマトネリコ（半落葉）
常緑樹	シラカシ、キンモクセイ、サザンカ、ヤマボウシ

樹種を選定する際には上記の候補樹種のほか、対象路線の街路樹の現状（維持管理面や景観面）などを考慮して選定します。

■主な樹木の特徴①

	樹姿	特徴
トウカエデ		・高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 8～15m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：やや有り　耐煙性：強い ・観賞要素：葉（紅色）12 月初旬頃 ・乾燥、大気汚染、病虫害に強く、枝葉が緻密で生育力が旺盛 ・主な病虫害：イラガ、カミキリムシなど
イロハモミジ		・小高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 5～8m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：やや強い　耐煙性：弱い ・秋に紅葉する ・どのような環境下でも、その環境に合わせて生長する ・主な病虫害：アブラムシ類、イラガ類など
ハナミズキ		・小高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 5～8m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：弱い　耐煙性：やや強い ・大径木化しない ・花木（白、紅） ・近年、全国的にもよく使われている樹種 ・主な病虫害：アメリカシロヒトリ、うどんこ病など
ハナノキ		・高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 8～12m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：やや強い　耐煙性：弱い ・秋に紅葉する ・愛知県の県木 ・主な病虫害：カミキリムシ、アブラムシなど

■主な樹木の特徴②

	樹姿	特徴
ヤマボウシ		・小高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 5～10m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：弱い　耐煙性：やや強い ・花木（白、紅）、実、紅葉 ・葉がそろってから花が咲くので、ハナミズキより花期は数週間遅い ・主な病虫害：うどんこ病、イラガ、アメリカシロヒトリなど
ナンキンハゼ		・高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 8～15m ・生長：早い　耐剪定：強い ・耐乾性：有り　耐煙性：やや強い ・剪定に耐え、樹形は整えやすいが、生長が早く、毎年の管理が必要 ・秋に紅葉する ・主な病虫害にはイラガ類などがあるが、病虫害は比較的少ない
イチョウ		・高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 10～25m ・生長：早い　耐剪定：強い ・耐乾性：有り　耐煙性：強い ・秋に黄葉する ・雌雄異株で街路樹には雄株（樹形があまり広がらない）を使用する ・主な病虫害：うどんこ病
シラカシ		・高木、常緑広葉樹 ・育成樹高 8～12m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：やや有り　耐煙性：強い ・カシの仲間では最も耐寒性がある。 ・主な病虫害にうどんこ病、テッポウムシなどあるが、病虫害は少なく、管理が容易 ・秋にドングリをつける

■樹木の特徴③

	樹姿	特徴
キンモクセイ	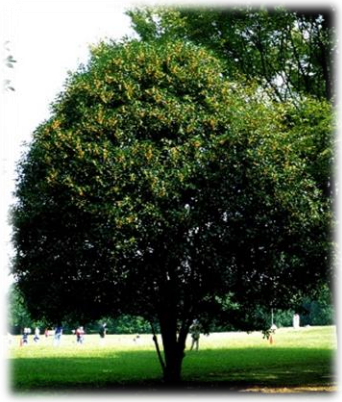	・小高木、常緑広葉樹 ・育成樹高 2～5m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：有り　耐煙性：やや強い ・剪定には強いが、強剪定をすると花つきが悪くなることがある。 ・芳香樹 ・主な病虫害：カイガラムシ、ハダニ類
サザンカ		・中木、常緑広葉樹 ・育成樹高 2～3m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：やや有り　耐煙性：強い ・花木（白） ・ツバキより南方系の樹木なので、比較的寒さを嫌う ・主な病虫害：チャドクガなど
常緑ヤマボウシ		・小高木、常緑広葉樹 ・育成樹高 3～5m ・生長：やや早い　耐剪定：強い ・耐乾性：やや弱い　耐煙性：弱い ・葉が変形した総苞片の中心に小花が集まって咲き、花もちがよい。 ・主な病虫害にうどんこ病があるが、病虫害は比較的少ない。
モミジバフウ		・高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 8～20m ・生長：早い　耐剪定：強い ・耐乾性：やや有り　耐煙性：強い ・秋に紅葉する ・葉は５つに裂ける大型の葉で、樹形も整えやすい ・主な病虫害：アメリカシロヒトリ

■樹木の特徴④

	樹姿	特徴
サルスベリ		・小高木、落葉広葉樹 ・育成樹高 5～10m ・生長：早い　耐剪定：強い ・耐乾性：有り　耐煙性：やや強い ・花木（桃、白） ・幹に特徴がある ・主な病虫害にカイガラムシ、うどんこ病などがあり、病虫害にやや弱い。
プラタナス		・高木、落葉広葉樹（別名：スズカケノキ） ・育成樹高：8～25m ・生長：早い　耐剪定：強い ・耐乾性：有り　耐煙性：強い ・観賞要素：葉（黄色）10 月下旬～11 月下旬頃 ・葉が大きい（20～25cm 程度） ・大気汚染、強風、潮風に強い ・腐朽病菌やテッポウムシ（カミキリムシの幼虫）による被害に注意が必要

【育成樹高による分類】

本指針における育成樹高（道路植栽樹としての目安となる樹高）による分類は以下のとおりとします。

低　木：1.0m未満
中　木：1.0m以上 3.0m未満
小高木：3.0m以上 10.0m未満
高　木：10.0m以上

（3）適切な維持管理の実施

① 管理目標樹形の設定

対象路線沿道の土地利用や樹種本来が持つ自然樹形などを考慮しながら、路線ごと、樹種ごとで管理目標樹形を設定します。

伸長可能な枝張り(W)＝（b－dx－C）×2

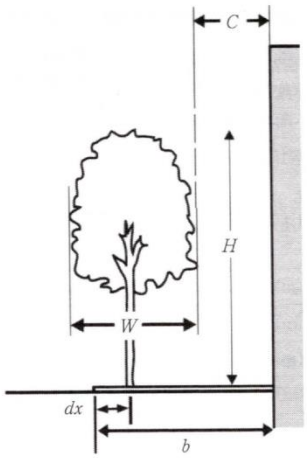

沿道土地利用区分	C
オープンスペース 公共施設	0.0m
ビル街	0.5m
商店街	1.5m
住宅街	0.5m

■本市の街路樹で想定される主な樹木の自然樹形区分

樹形区分	主な樹種	樹高･枝張比
 卵円形	プラタナス、トウカエデ イロハモミジ、ハナミズキ シマトネリコ、シラカシ ハナノキ、モミジバフウ キンモクセイ、サザンカ など	0.4～0.7
 盃形（広卵形）	ケヤキ ヤマボウシ ナンキンハゼ　など	0.5～0.7
 円錐型	イチョウ　など	0.2～0.4
不整形	サルスベリ	－

※樹高・枝張比＝枝張（W）／樹高（H）

② 剪定時期の設定

現在、本市では一部の路線を除いて、プラタナスなど葉が大きくなる落葉樹については、紅葉、落葉する前の時期に剪定を行っています。落葉樹の魅力の一部である紅葉の前に剪定を行うことは、街路樹の魅力の一部を失う反面、落ち葉清掃などの維持管理での負担が減少するという効果もあります。

そのため、街路樹の剪定時期については、維持管理体制なども考慮に入れながら、路線ごとで適切な剪定時期を設定します。

伐採前

伐採後

③ 維持管理のステップ

再生後の街路樹の維持管理については、経年変化に対応した管理作業が求められるため、以下の３段階に分けて維持管理を行います。

第１段階：植栽されてから根が活着するまでの活着期
第２段階：目標とする樹形や形状に生長するまでの育成期
第３段階：目標とする樹形や形状が達成された後の成木維持期

＜活着期＞

活着期（おおむね植栽後 3～5 年）は、根の発達も不十分で、生育不良や物理的な力による倒木などが起こる可能性がある期間であるため、保護管理を重点的に行うものとします。

また、この時期は樹高、枝張りともに小さく、樹種の特性を持った樹形となっていないため、剪定する際には将来の管理目標樹形の骨格となる主枝と副主枝を決めながら、弱剪定による樹形形成を誘導します。

＜育成期＞

育成期は、根系が発達し幹や枝の伸長が活発になるため、巡回・点検、病虫害防除、剪定、施肥といった育成管理を行い、この時期の樹形を管理目標樹形として位置づけ、継続的な維持管理を行います。

この時期の剪定については、管理目標樹形として、樹形を維持するための剪定を行います。剪定の対象とする枝は、枯枝、病気の枝、折損枝、ひこばえなどの除去を優先的に行うものとします。

＜成木維持期＞

成木維持期は、目標とする樹形や形状以上に生長する時期であり、道路空間に適した街路樹を維持するための管理目標樹形への作り直しを行います。

管理目標樹形より大きくなりすぎた街路樹は、樹形が損なわれるとともに電線や建物など周辺施設への影響、舗装の根上りの発生などが生じるため、適切な高さと樹冠となるよう縮小剪定（相似樹形仕立て）を行います。また、場合によっては、樹木の撤去、更新を行います。

第4章. 街路樹再生の推進に向けて

今後、本市の街路樹再生を推進していくために、再生が必要な路線ごとに以下の項目からなる「街路樹再生計画」を策定し、順次再生を図っていきます。

＜再生計画の項目＞

１．計画の概要

１．１．　計画の目的

１．２．　対象路線

１．３．　沿革

対象路線の開通年などから街路樹が整備された時期などを整理します。

１．４．　上位計画による位置づけ

「小牧市緑の基本計画」などの上位計画における対象路線の位置づけを整理します。

２．街路樹の現状及び課題

２．１．　現地確認調査

（１）現状調査

対象路線における街路樹の樹種、本数、樹高、根上りなどの異常個所などの「生育状況調査」と、植樹帯の幅、構造、植樹間隔、歩道幅員などの「植栽帯断面調査」の結果を整理します。

（２）沿道土地利用

２．２．　街路樹再生に係る課題

上位計画による位置づけや現地確認調査の結果等を踏まえ、対象路線の街路樹再生に向けた具体的な課題を整理します。

３．街路樹再生方針

３．１．　路線全体の整備方針

課題を踏まえ、対象路線全体の整備方針を設定します。

３．２．　環境別区間（ゾーニング）の設定

路線全体の整備方針に基づき、沿道土地利用区分と植栽帯の断面構成を考慮しながら、対象路線における街路樹再生に係るゾーン区分を設定します。

３．３．　樹種及び樹形寸法の設定

（１）管理目標樹形の設定

剪定時の目安となる枝張りや樹高などの管理目標樹形を設定します。

（２）ゾーンごとの樹種の選定

管理目標樹形を目安とし、市内の既存街路樹や全国的に近年よく植樹されている樹種などを基本として、各ゾーンにおける候補樹種を選定します。

４．必要経費等の検証

４．１．　トータルコスト比較

維持管理費、更新（再生）コスト、補助金などの歳入などを含めたトータルコストとともに、倒木等のリスクなどを比較検討したうえで、街路樹再生の優位性の検証を行います。

（１）維持管理に係る経費
（２）更新に係る経費
（３）その他経費
（４）各種補助制度の検討
（５）経費比較
（６）倒木等リスク

４．２．　再生計画実施に係る概算事業費及び年次計画

（１）再生計画実施に係る概算事業費
（２）年次計画